

別表七の二付表二 「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、当期首前7年以内（又は5年以内）に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額について、連結欠損金当期控除後の金額を計算する場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 連結事業年度 」の各欄	当期首前7年以内（又は5年以内）に開始した連結事業年度で、連結欠損金個別帰属額が生じている連結事業年度について古いものから順次記載します。	平成13年3月31日以前に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。）において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5年間となります。したがって、例えば、平成20年3月期（平成19.4.1～平成20.3.31）は、当該連結事業年度開始の日前6年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。）（平成13年4月1日以後に開始した連結事業年度）において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「 連結法人名 」	「連結事業年度」に記載されたいずれかの連結事業年度において、連結欠損金個別帰属額を有する連結法人の法人名を記載します。	
「 連結欠損金当期控除前の金額 」の各欄	当期に連結欠損金個別帰属額の調整計算を行う必要がない連結法人にあっては、この明細書の前期末の金額を記載します。 当期に連結欠損金個別帰属額の調整計算を行った連結法人にあっては、その調整計算の対象となる連結事業年度については別表七の二付表一「18」の金額を記載し、それ以外の連結事業年度についてはこの明細書の前期末の金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「個別欠損金額26」		「連結欠損金額25」に記載すべき連結欠損金額がない場合には、この欄は記載しないでください。

3 根拠条文

法 81 の 9、令 155 の 19～155 の 21